**インターンシップ実施に関する覚書**

学校等（大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）（以下「甲」という。）と那須塩原市（以下「乙」という。）は、令和７年度インターンシップ事業の実施について、次のとおりの覚書を締結する。

**１　インターンシップ（就業体験）概要**

別添｢令和７年度那須塩原市インターンシップ事業実施要領｣のとおりとする。

**２　事故災害時の対応**

　　甲は、インターンシップに参加する学生（以下「実習生」という。）を学生教育研究災害損害保険（以下｢学研災｣という。）に加入させ、研修中及びその往復途中に生じた事故により実習生が身体に障害を被った場合に対応する。また、甲は、実習生を学研災附帯保険（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）に加入させ、実習生が実習中及びその往復途中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより乙が被る法律上の損害を補償する。

**３　誓約書の提出**

　　実習生は、実習に先立ち、乙に対して｢誓約書｣を提出する。

**４　実習生の個人情報の取扱い**

　　乙は、甲又は実習生から提出された個人情報について、その取扱いに十分留意するとともに、甲及び実習生本人の同意なく実習に関わらない目的での使用や第三者への提供を行ってはならない。

**５　研修の打切り**

　　「誓約書」に違反する行為が生じた場合、乙は甲と協議の上、実習を打ち切ることができる。

**６　その他の対応**

　　この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

**７　覚書の効力**

　この覚書は、下記の署名日付より実習期間終了日まで効力を持つものとする。

　本覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

令和７年　　月　　日

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 甲　　 　　大学

学長

乙 　那須塩原市長　渡辺　美知太郎